○農林水産省告示第七百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年四月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県岡崎市雨山町字トドロキ三八の一（次の図に示す部分に限る。）、三八の四、三八の三六、三八の三八

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県岡崎市石原町字西田原坂九五・九九・一〇〇・一〇二の六・一〇三（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、八五の二、字宮ノ入四四の三六から四四の四二まで、字宮脇二から四まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、小久田町字窪二・二の一・四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字神田三四の四から三四の六まで、四九の二、宮崎町字仙坂通一一一の一・一一五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、雨山町字桜田二一・二四・二五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二三の一から二三の四まで

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字宮ノ入四四の三六から四四の四二まで、字宮脇二から四まで、字窪二、二の一、四、字神田三四の四から三四の六まで、四九の二、字仙坂通一一一の一、一一五

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び岡崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年四月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　次に掲げる保安林として指定された目的

平成九年二月二十六日農林水産省告示第三百十六号

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年四月三日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる保安林として指定された目的

平成九年二月七日農林水産省告示第二百十七号

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第八十四号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第五第十二号の規定に基づき、平成二十一年経済産業省告示第二百三号（輸出貿易管理令別表第五第十二号の規定に基づく本邦に輸入された後無償で輸出される貨物であって、その輸入の際の性質及び形状が変わっていないものから経済産業大臣が告示で除くものの一部を改正する件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十七年四月三日

経済産業大臣　宮沢　洋一

附則中「平成二十七年四月十三日」を「平成二十九年四月十三日」に改める。

○経済産業省告示第八十五号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第五第十四号及び第十五号の規定に基づき、平成二十一年経済産業省告示第二百四号（輸出貿易管理令別表第五第十四号及び第十五号に規定する経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物の一部を改正する件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十七年四月三日

経済産業大臣　宮沢　洋一

附則中「平成二十七年四月十三日」を「平成二十九年四月十三日」に改める。

○経済産業省告示第八十六号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、平成十八年経済産業省告示第三百八号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十七年四月三日

経済産業大臣　宮沢　洋一

附則中「平成二十七年四月十三日」を「平成二十九年四月十三日」に改める。

○経済産業省告示第八十七号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）の規定に基づき、平成十八年経済産業省告示第三百九号（輸入貿易管理令別表第一第一号等に規定する経済産業大臣が告示で定める貨物の一部を改正する件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十七年四月三日

経済産業大臣　宮沢　洋一

附則中「平成二十七年四月十三日」を「平成二十九年四月十三日」に改める。

○経済産業省告示第八十八号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十八条第三項の規定に基づき、平成二十二年経済産業省告示第九十三号（外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十七年四月三日

経済産業大臣　宮沢　洋一

附則中「平成二十七年四月十三日」を「平成二十九年四月十三日」に改める。

○経済産業省告示第八十九号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第六条第五項の規定に基づき、平成二十二年経済産業省告示第百九十七号（外国為替令第六条第五項の経済産業大臣が支払等がされても特に支障がないと認めて指定する貨物の輸出又は輸入の一部を改正する件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十七年四月三日

経済産業大臣　宮沢　洋一

附則中「平成二十七年四月十三日」を「平成二十九年四月十三日」に改める。